

## 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

2 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

（1）開催日時及び場所

（2）出席委員等の氏名

（3）議題及び議事

（4）その他議長が必要と認めた事項

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として閲覧に供することにより公開する。

2 前項の規定による閲覧の方法については、議長が別に定める。

（規律）

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（関係者の出席）

第 10 条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第 11 条 前条の規定により、関係者が会議に出席したときは、費用弁償として 3,000 円を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職、一般職員及び市町議会議員については、これを支給しない。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 日から施行する。